

古仁屋港における船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊船舶及び警戒体制発令中に入港する船舶は、気象情報（台風、異常に発達した低気圧の動向等）に留意し乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整える。 ・ 港内で以下に従事するものは、中止すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役 ・ 給油 ・ 港則法第31条に係る工事、作業 ・ 港則法第32条に係る行事 ・ 工事、作業現場においては、荒天準備を行い資器材等の流出防止措置を執る。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒態勢をとること。 ・ 総トン数1,000トン以上の在泊船舶は、原則として、瀬戸崎南端から赤崎南端を結んだ線より沖合いに退避すること。 ・ 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資器材については、厳重な警戒態勢を執る。
解除	各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。